# 狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務 公募型プロポーザル実施要領

# 1 業務の概要

(1) 委託業務名

狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務

(2) 業務目的

本業務においては、職員の人事情報管理、給与等の支給、人事評価といった業務を効率化・高度化し、頻繁に行われる人事制度の改正に対応するための最適なシステム導入するにあたり、当該システムを構築し、保守を行う事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

また、今回構築するシステムは、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡る IT コストの抑制と安定的なシステム運用を実現するものである。

なお、構築するシステムは、LGWAN 回線による LGWAN - ASP 方式とする。

(3) 業務内容

別紙「狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務仕様書」のとおり

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、価格等の協議を経て、随 意契約により契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次 点者との協議を行うものとする。

また、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出し た費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

(5) 履行期間

ア 構築

契約締結日から令和8年3月31日まで

イ 運用及び保守

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(6) 予算限度額(見積限度額)(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

構築費用 68,384 千円

システム運用費用 73,970 千円 (60か月総額)

## 2 参加要件

公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、参加申込 書提出時までに次の要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 本件の公示の日から契約締結の日までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 本件の公示の日から契約締結の日までの期間に、狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び狭山市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)に規定する暴力団又は暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。あわせて、 狭山市の市税の納税義務を有する者にあっては、市税の滞納が無いこと。
- (8) プライバシーマーク又は ISMS の認証を取得している者であること。
- (9) システムの適合性の観点から、当市と同等以上の地方自治体での稼働実績がある者であること。
- 3 プロポーザルへの参加に係る資料等 プロポーザルへの参加に係る資料等は次のとおりとする。
  - (1) 配布資料
    - ア 狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務公募型プロポーザル実施要領
    - イ 狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務仕様書
    - ウ機能要件一覧
    - エ 参加登録申込書(様式1)
    - オ 質問票(様式2)

# カ 見積書(様式3)

キ 提案書の開示に係る意向申出書(様式 4) ※資料の配布方法は、狭山市公式 Web サイトからのダウンロードによることと する。

(2) その他

資料は、本プロポーザルにおいてのみ使用し、市の許可なく公表・転載及び引用 等をしないこと。

#### 4 スケジュール

No	手続き	日 程
1	公告	令和7年10月30日(木)
2	質問の受付	令和7年10月30日(木)から
		令和7年11月4日 (火) 午前12時まで
3	質問に対する回答	令和7年11月5日(水)
4	参加申込及び提案書類の受付	令和7年11月5日(水)から
		令和7年11月13日(木)午後5時まで
5	結果通知	令和7年11月17日(月)頃
6	契約締結に向けた仕様等に係る協議	令和7年11月中旬~令和7年11月下旬
7	契約締結	令和7年11月下旬

5 プロポーザルに係る質問受付及び回答 プロポーザルに係る質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類 質問票(様式 2)

(2) 提出期間

令和7年10月30日(木)から令和7年11月4日(火)午前12時まで ※ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。 なお、令和7年11月4日(火)は午前12時までとする。

(3) 提出方法

電子メールによること。

狭山市役所総務部職員課宛

E-mail shokuin@city.sayama.saitama.jp

メール送信後は、確認のため電話連絡すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を匿名にしたうえで、令和7年11月5日(水)に

狭山市公式 Web サイトで回答する。また、類似の質問については、まとめて取り 扱う場合がある。

※回答に対する再質問は受け付けないものとする。

6 プロポーザルへの参加及び企画提案書類の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込を行うとともに、資料を 作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加登録申込書(様式1)
  - イ 会社概要(任意様式)
  - ウ 決算報告書(過去3年分)
  - エ 商業登記簿の登記事項証明書(写しでも可)
  - オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可) ※ 納税証明書の種類は、「その 3 の 3」(法人税、消費税及び地方消費税に未 納の税額がないことの証明)
  - カ 市税の納税証明書(写しでも可)※ 狭山市の市税の納税義務を有する者のみ
  - キ 企画提案書(紙媒体2部、電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部)
  - ク 機能要件一覧(紙媒体2部、電子媒体(CD-R 又はDVD-R)1部)
  - ケ 見積書(様式第3号)※見積りの内訳(任意様式)を併せて提出すること。
- (2) 提出期間

令和7年11月5日(水)から令和7年11月13日(木)

※ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。 ※提出期限後の参加申込書は受け付けることができない。

(3) 提出場所

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番 5 号 狭山市役所総務部職員課

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留扱い)により提出すること。※受付期間内必着

(5) その他

参加者申込書を提出した者が1者であっても、以降の手続きを実施する。

#### 7 企画提案書類に求める内容等

参加登録申込書提出者は、次のとおり資料を作成し提出すること。

(1) 企画提案書に求める内容、作成方法

企画提案書の様式は任意とするが、別紙「狭山市人事給与関係業務情報システム更新

業務仕様書」を踏まえ、次の内容で作成すること。

区 分	内容
基本的事項	会社概要
	実施体制
本業務の概要	基本的なコンセプト
	実施スケジュール
システム概要	提案システムの特徴
	画面表示・ユーザインターフェース
	データの汎用性
	管理者・利用者権限
セキュリティ対策、緊急時対応	セキュリティ対策
	緊急時・障害発生時の対応
データ移行	データ移行の方法
	移行に伴う職員の負荷
運用支援・保守	運用保守の考え方
	機能強化
その他	追加提案(任意)

# (2)機能要件一覧

機能要件一覧は、各項目の該当する箇所に記入した上で、紙媒体で2部(正本・副本 各1部)、電子媒体で1部(CD-R 又は DVD-R)提出すること。

対応状況	内容
標準対応可	提案パッケージの標準機能により対応可能。
標準機能による代替	提案パッケージの標準機能を活用した代替機能に
	より対応可能。
オプション対応	提案パッケージへの有償オプションが必要。
対応不可	対応できない。

# ※留意事項

- ア 文字のポイントは、原則として10ポイント以上とすること。
- イ 機能要件一覧に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び 計量法(平成4年法律第51号)によること。
- ウ 略語や専門用語については、脚注を付記すること。
- エ 機能要件一覧のファイル形式は、Excel 形式とすること。

## (3) 見積書

見積書(様式第3号)は、別紙「狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務仕 様書」を踏まえ、提案内容に基づく見積金額とすること。

#### 9 提案書の開示に係る意向申出書

提案書及び提出された関係資料は、公文書の開示請求があった場合には、原則としてその全部を開示することなる。ただし、提案者の技術力やノウハウ等、開示することにより提案者の正当な利益を害する情報は、不開示又は一部不開示とする場合もあるため、本市が、当該情報の有無等の判断をするための参考資料として、提案書の開示に係る意向申出書(様式 4)を提出するものとする。

## 10 選定方法等

選定に当たっては、狭山市人事給与関係業務情報システム更新業務公募型プロポーザル選定委員会が総合的に評価する。

# (1) 審査

# ア 審査方法

選考基準に基づき、上限価格範囲内で提案をした者のうち、企画提案書、見積書、機能要件一覧の評価点をそれぞれ算出し、合計点が最も高い者を優先交渉事業者、第2位の者を次点者とする。

#### イ 審査の結果通知

審査の結果については、令和7年11月17日(月)頃に書面にて通知する。

#### (2) 留意事項

審査及び評価内容に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

# 11 失格要件

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定められた方法によらず、提出書類が提出されたとき。
- (2) 提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 本プロポーザル手続において、不正行為が認められたとき。
- (4) 本要領に示す予算限度額(見積限度額)を超える見積書を提出したとき。
- (5) その他、本要領の定めや本市の指示に従わないなど、契約の相手方としてふさわしくない行為が認められたとき。

#### 12 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と仕様及び経費等について協議を行い、協議により仕様書の内容等が確定した場合は、随意契約の手続きにより、優先交渉権者から見積りを徴取し、 予定価格の範囲内であった場合、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が失格要件に該当すると認められた場合には、10(1)における次点の参加者と契約に向けた協議を行う。
- 13 プロポーザル方式による手続きの経過及び契約結果の公表 契約結果に係る事項については、契約締結後に市公式ホームページに掲載し、公 表する。

#### 14 情報公開

提出された提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「狭山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれが ある情報については、決定後の公開とする。

※著作権法第42条の2(行政機関情報公開法等による開示のための利用)により、 市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められて いる。

#### 15 その他

- (1) 提出期限以降の参加申込は受け付けない。
- (2) 参加者は、複数の参加申込書及び提案書等の提出はできない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提案書及び見積書の差替え、訂正はできない。ただし、発注所管課から指示があった場合は除く。
- (5) 参加申込書、提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された提案書類等の取扱い
  - ア 提出された提案書等は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の 選定以外の目的では使用しない。
  - イ 提案書等は、評価等の手続きに必要な範囲において複製を行うことがある。
  - ウ 提出された提案書等は返却しない。

- エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。また、提案書等に含まれる著作権、 特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となってい るものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (7) 参加申込書の提出をもって、参加申込者は、本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (8) 電子メールにより通知等を送付する場合の送付先は参加申込書に記載された電子メールアドレスとする。
- (9) 再委託について
  - ア 受注者は、再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、簡易な業務(印刷、製本、トレース、資料整理など)の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
  - イ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に 業務を実施しなければならない。
  - ウ 再委託の相手方は、「2 参加資格」に掲げる要件を(1)から(7)まで満たしている こと。
- (10) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が狭山市建設工事等暴力団排除措置 要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- 16 担当部署(事務局)

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所総務部職員課

電 話 04-2936-9851

E-mail shokuin@city.sayama.saitama.jp